

様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和5年6月1日
2. 認定新事業活動実施者名
NLI株式会社
3. 認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
 - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う。
 - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進。
 - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。
 - 電動キックボードについて、道路交通法に加え地域の道路交通法施行規則の遵守を指導する。また、運転に支障のない服装を勧め、貸す前に、試乗して安全に乗れるか本人が確認し難しければ、中止するようにする。
4. 認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。また、電動キックボードについて、道路交通法に加え地域の道路交通法施行規則の遵守を指導する。また、運転に支障のない服装を勧め、貸す前に、試乗して安全に乗れるか本人が確認し難しければ、中止するようにする。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所
石川県金沢市
 - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
 - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
 - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
 - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路

がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

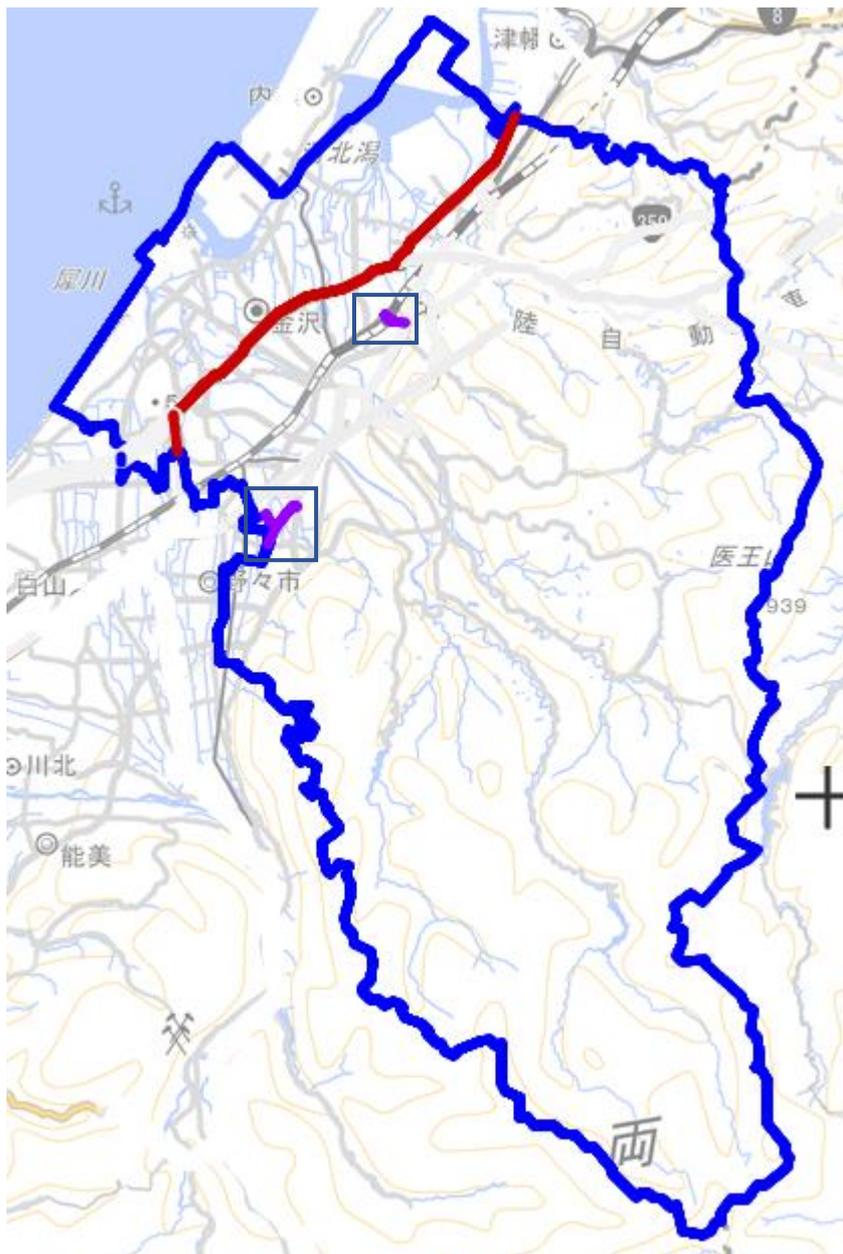
(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和5年6月～令和5年6月末

N L I 株式会社 実証実験エリア 全体



1. 青枠：実証実験エリア全体

2. 赤線：特例対象外区間

・国道8号のうち、金沢市利屋町19番地1（津幡町との市境）～同市森戸1丁目128番地（野々市市との市境）

紫線：普通自転車専用通行帯 <□部分拡大図別添>

・県道東金沢停車場線：金沢市三池町208番地～同市小坂町中60番地（小坂町交差点）

・市道1級幹線33号有松四十万線：金沢市三馬三丁目300番地（三馬3丁目交差点）～同市有松4丁目1番10号（上有松交差点）

・市道1級幹線31号若草横川線：金沢市久安2丁目324番地（久安2丁目交差点）～同市久安474番地（久安3丁目交差点）

普通自転車専用通行帯 詳細図

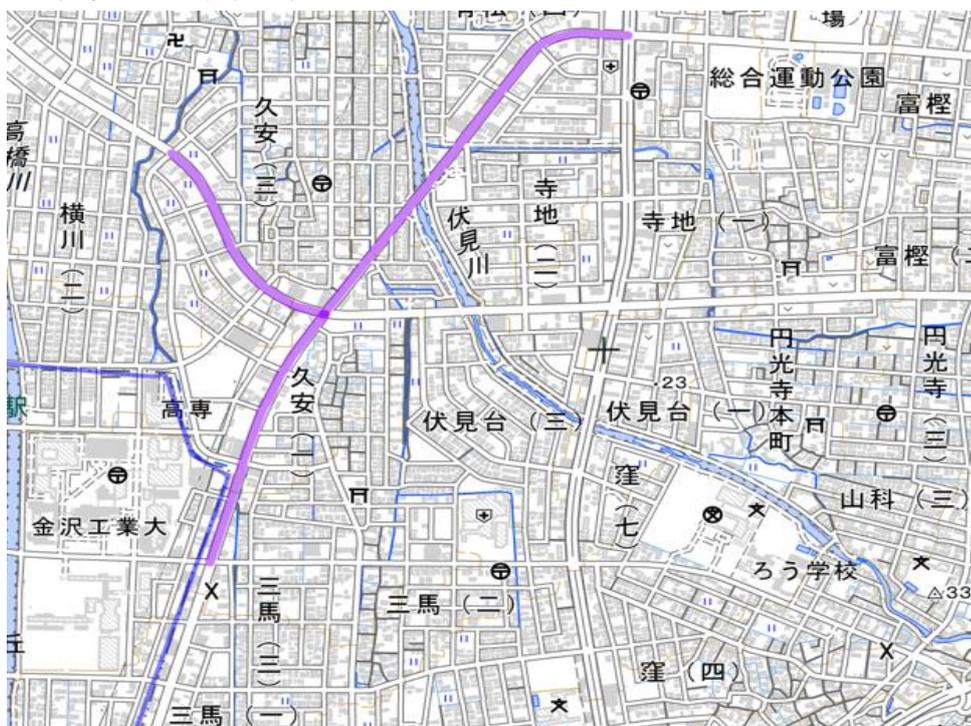
- ・県道東金沢停車場線：金沢市三池町 208 番地~同市小坂町中 60 番地（小坂町交差点）



出典：国土地理院ウェブサイトの地理院地図をNL I ㈱で加工作成

紫線：普通自転車専用通行帯

- ・市道 1 級幹線 33 号有松四十万線：金沢市三馬三丁目 300 番地（三馬 3 丁目交差点）~同市有松 4 丁目 1 番 10 号（上有松交差点）
- ・市道 1 級幹線 31 号若草横川線：金沢市久安 2 丁目 324 番地（久安 2 丁目交差点）~同市久安 474 番地（久安 3 丁目交差点）



出典：国土地理院ウェブサイトの地理院地図をNL I ㈱で加工作成